

# 区のお知らせ

足立区役所  
保険児童部国民年金課  
☎(882)1111



区制50周年記念シンボルマーク

## 国民年金特集



緑は、私たちの生活に欠かすことのできない大切な財産です。人々に安らぎを与え、街の美観や自然観察の場として、さらに大気浄化などの役割を果たしています。

現在区内には、281か所の公園・児童遊園があり、自然環境豊かな憩いとレクリエーションの場を広げています。

園内では、みんなと元気に飛び回っている子どもたち、小さな子どもをつれた若い夫婦、孫のおもりをしながら木陰で休むお年寄りとたくさんの人たちが緑を楽しんでいます。

一度失った緑は、なかなか回復できません。

私たちは、今ある緑を守りさらに大きく育て、将来に残す大事な役割があります。

国民年金も私たちの将来の生活をささえる共有の財産です。日々の生活にゆとりをもたせ、幸せな老後を約束する国民年金をみんなで育てましょう。

足立区役所 (882)1111

保険児童部国民年金課

- 加入手続.....適用係 内線386~388
- 保険料の納付相談.....検認係 内線396~399
- 保険料の免除申請・口座振替.....記録係 内線394~395
- 年金請求の手続.....給付係 内線392~393

### 1人で悩むよりお気軽に

年金 毎月第1水曜日  
 時間 午前10時~午後3時30分  
 相談 場所 区役所国民年金課(2階)

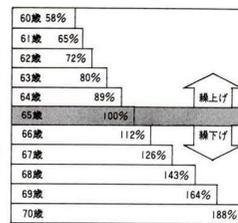
# ご隠居のねんきんなんでも相談

## しくみからならぬ



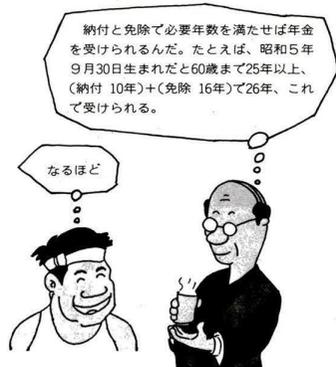
實・「こんにちは」  
 隠・「おや黄さんと一平さんかい。二人おそろいとは何の用だい」  
 實・「いえね。年金のことを聞こうってんで、誰がいいかと話したんですよ。そしたら、ご隠居の他にはないってんで来たんですがね」  
 隠・「それはまた、どういう風の吹き回しだい。急に年金について聞きたいなんて」  
 實・「いやね、あつしの兄貴が60歳になったんですが、年金をもらうのに、65歳まで待たねえって言うてるんですよ。年金はいくつからもらえるんですかね」

隠・「老齢年金のことだな。原則は65歳からだが、本人が希望すれば、60歳からもらえることになっている。また70歳まで遅らせることもできるんだ」  
 實・「それじゃ、早くもらうに越したことはないねえや」  
 隠・「ちょっと待ちなさい。右の表を見てごらん。年齢によって支給額の率が違うだろう。つまり、もらう歳によって、一生年金は減額または増額されることになってるんだ」  
 實・「60歳でもらうと58%か、そいつはもったいないねえや、一体いつまでもらったら得ですかね」  
 隠・「うーん、人間いつまで生きられるかわからないから、何歳が得と一概に言えないなあ。日本は世界一、二の長寿国になったことでもあり、結局は自分で判断することになるんだよ」

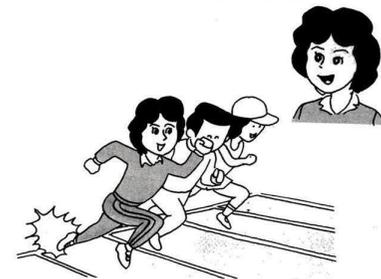


## 綾ちゃんは20歳

實・「国民年金の保険料は1ヶ月5,220円、うちの女房と二人だと10,440円です。それに、保険料はこれから毎年上がるって聞いたことがあるんですが、払えなくなったらどうなるんですか」  
 隠・「黄さんと一平さんと違って、二人とも国民年金に入らなければいけない強制加入者なんだ。だから、やめることはできない」  
 實・「えっ、払えなくて」  
 隠・「まあまあ落ち着いて、そのためにとっちゃ何が、強制加入者には保険料が免除される制度があるわけだ」  
 實・「ははあ、なるほど」  
 隠・「ところでな、この免除には二つの種類があって、ひとつは「法定免除」として生活保護を受けているとか、国民年金の障害年金、障害・母子(準母子)の福祉年金をもらっているときなどの免除、もうひとつは、払えないときに申請をして認められた場合の「申請免除」なんだ」  
 實・「免除を受けると、将来もらうときにどうなるんですか」  
 隠・「老齢年金をもらうときに、免除になった期間だけは年金が3分の1になるんだ。だがこの期間の保険料は10年以内であれば、その当時の額で納められる(追納)。そうすれば納めていた人と同じ額の年金をもらえることになる。ともかく、払えなくなったら区役所へ相談した方がいいだろう」



## 綾ちゃんは20歳



綾・「お父さん/ごほんの仕度できたわよ」  
 實・「おお、綾か、いまご隠居に年金のことを聞いてんだから、先に食べてくれ」  
 綾・「あつ/そういえばこの前私に、「国民年金に入りましょう」とハガキがきていたわ」  
 隠・「綾ちゃんはいくつになったかね」  
 綾・「レディに歳を聞くなんて失礼よ/……8月14日で20歳」  
 隠・「そうか、それでハガキがきたんだな」  
 綾・「へー、20歳になると年金に入らなくちゃいけないの?。私はまだ若いから、年金なんて考えたことないわ」  
 隠・「うん、わしも若いころはそうだったが、今になってみると、年金のありがたさが、しみじみわかるよ。綾ちゃんも早いうちから積み立てて、老後に不安のないようにしておかなきゃ」  
 綾・「たいへんねえねえ。あお/いけない、お母さんが待ちくたびれているわ」  
 實・「ああそうだな、じゃご隠居、どうもありがとうございやすした」  
 隠・「うん、またいつでも相談において」

## 何年納めればもらえるの

あなたの生年月日	60歳までに納めなければならない最低必要期間		65歳から受けられる年金額		60歳までの全加入期間		65歳から受けられる年金額	
	10年	15年	357,500円	380,700円	10年	19年	357,500円	482,300円
大10.4.1	15	15	357,500円	380,700円	10年	19年	357,500円	482,300円
大10.4.2~大11.4.1	16	16	396,900	396,900	20	20	496,100	496,100
大11.4.2~大12.4.1	17	17	412,900	412,900	21	21	510,000	510,000
大12.4.2~大13.4.1	18	18	428,600	428,600	22	22	523,900	523,900
大13.4.2~大14.4.1	19	19	444,200	444,200	23	23	537,800	537,800
大14.4.2~大15.4.1	20	20	459,700	459,700	24	24	551,600	551,600
大15.4.2~昭2.4.1	21	21	475,000	475,000	25	25	565,500	565,500
昭2.4.2~昭3.4.1	22	22	497,600	497,600	26	26	588,100	588,100
昭3.4.2~昭4.4.1	23	23	520,200	520,200	27	27	610,700	610,700
昭4.4.2~昭5.4.1	24	24	542,900	542,900	28	28	633,300	633,300
昭5.4.2	25	25	565,500	565,500	29	29	656,000	656,000
以降に生まれた人					40	40	904,800	904,800

(この表の年金額は、4月2日~5月1日生まれの人々が基準になっています)

實・「ところでご隠居、老齢年金をもらうには何年保険料を払わなければならないんですか」  
 隠・「うん、いい所に気がついたな。60歳までに25年以上となっているが、保険料を免除されていた期間もこの中に入るんだ」  
 實・「25年なかったらどうなるんですか」  
 隠・「その場合は、厚生年金なんかに1年以上入っていた期間と、国民年金の保険料を払った期間をたして、25年以上あれば通算老齢年金をもらえるんだ。ところで黄さんは何年生まれだい」  
 實・「昭和4年10月26日です。それが何か」  
 隠・「それなら24年でもらう資格ができるな」  
 實・「えっ/25年なくてもいいんですか」  
 隠・「ああ、左の表を見てごらん、昭和5年4月1日以前に生まれた人の場合には、10年~24年に短縮されているんだ」

## 国民年金に加入する人

国内に住む20歳から60歳未満の人  
 (外国籍の方も加入できます)  
 国民年金には、必ず加入しなければならない「強制加入」と本人の希望により加入できる「任意加入」とがあります。

- 必ず加入しなければならない人 (強制加入)**
- 農林漁業、商工業、医師、建築業、弁護士などの自営業や自由業の人で、厚生年金や共済組合などの被用者年金制度に加入していない人
- 希望で加入できる人 (任意加入)**
- 厚生年金や共済組合などの被用者年金制度の加入者の配偶者
  - 年金や恩給を受けることができる人とその配偶者
  - 国・都・区市町村議会の議員とその配偶者
  - 昼間部の大学生



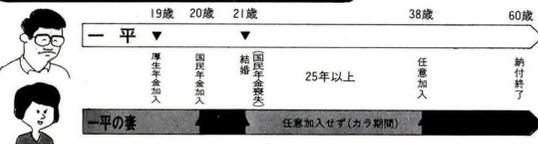
## 国民年金制度

加入者が老後を迎えたときや、思わぬ病気や、ケガなどで障害になったときなど、いざというときに年金を受けて生活の安定を図ることを目的としています。国民年金の財源には、納められた保険料の積立金と国の負担金があてられており、これを国が、責任をもって管理・運営しています。つまり、国民年金制度は、加入者と国が一緒になって「守り・育てる」年金制度といえることができます。

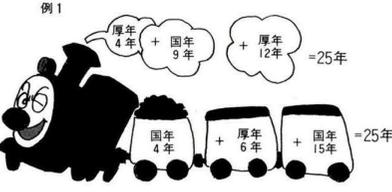
現在わが国には、国民年金、厚生年金、各共済組合など、8種類の公的年金制度があります。国民年金制度は、このうち一番最後の昭和34年に発足し、昭和36年4月より納付が開始されました。

国民年金制度ができたことにより、すべての国民がいずれかの年金制度に加入する「国民皆年金」時代を迎えました。

## 例1



一・「ご隠居、さっきの話の中で、年金をもらうには25年以上の期間が必要だといいましたね」  
 隠・「ああ、そうだよ」  
 一・「うちの女房なんですが、11月で38歳になります。そうすると60歳までに22年しかなくて年金はもらえないんですか?。たしか結婚前に1年程国民年金に入っていたといってたが、たてでも23年にしかならないし、厚生年金に入ったこともないし……」  
 隠・「一平さんはずっと会社勤めで、厚生年金に加入しているのかな」  
 一・「はい、19歳のときから今の会社です」  
 隠・「それなら問題はない。国民年金をもらうためには25年必要だというのはさっき話したが、一平さんのように、夫婦どちらかが厚生年金(他の公的年金)に入っているとき、一方は希望で入れる任意加入者なんだ。この場合には、年金に入らなかった期間も「カラ期間」として「通算」されるから、これから加入しても十分資格があるわけだ」  
 一・「年金はもらえることになるんですか」  
 隠・「ただ、年金としてもらえるのは任意加入して実際に保険料を払った期間分だけだ」



例2

○国民年金と他の公的年金をたして25年以上あればそれぞれの制度から年金が受けとれます。

○受けられる年金額は青と緑色の期間で計算されます。

# 年金額が増額されました

## 拠出年金

昭和57年8月から

前年の全国消費者物価指数が5%以上変動した場合、物価スライドを実施することになっています。昨年は4%の上昇率でしたが特例的に増額改定されました。

**老齢年金** 年金額 = (納付月数 + 免除月数 × 1/3) × 1,680円 × 1.122 (物価スライド率)

昭和5年4月1日以前に生まれた人は 650円 × (300月 - 被保険者期間) ×  $\frac{\text{納付月数} + \text{免除月数} \times \frac{1}{3}}{\text{被保険者期間}} \times 1.122$  を加算

**10年年金** 年額 357,500円 月額 29,791円 障害年金 1級 年額 703,500円 月額 58,625円

**5年年金** // 304,300円 // 25,358円 2級 // 562,800円 // 46,900円

母子年金 子1人 // 742,800円 // 61,900円

子2人 // 802,800円 // 66,900円

寡婦年金、遺児年金、準母子年金も増額改定されました。

## 福祉年金

昭和57年9月から

**老齢福祉年金**

(明治44年4月1日以前に生まれた方)

年額 301,200円 月額 25,100円

(所得制限による一部停止)

279,600円 23,300円

**障害福祉年金**

(20歳前から障害の状態にある方等)

1級452,400円 37,700円

2級301,200円 25,100円

福祉年金は全額国庫負担により支払われるため、所得による制限と公的年金受給による制限があります。

●所得による制限

(単位：円)

扶養親族の数		0人	1人	2人	3人	4人	以上1人、 ふえるごとの 加算額
本人所得	老齢福祉	1,168,000	1,518,000	1,808,000	2,098,000	2,388,000	290,000
	障害福祉	1,780,000	2,070,000	2,360,000	2,650,000	2,940,000	290,000
配偶者 扶養義務 者の所得	老齢 一部停止	3,329,000	3,578,000	3,791,000	4,004,000	4,217,000	213,000
	福祉 全部停止	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	213,000
	障害福祉	5,813,000	6,062,000	6,275,000	6,488,000	6,701,000	213,000

●公的年金受給による制限

一般の 公的年金	厚生年金、共済組合等の老齢年金、普通恩給、遺族年金 普通扶助料など	505,000円まで 支給されます
戦争による 公的年金	公務扶助料、増加恩給、障害年金、遺族年金など	旧軍人、軍属の 階級が大尉まで 支給されます

## はい、こちら国民年金課

私は年金相談員 足立区内を  
東へ西へ



今日の訪問先はAさん宅。午前10時、仕事を終えてホット一息のAさんは、私の突然の訪問に驚いた様子。Aさんは32歳。

以前は銀行に勤めていたけれど、結婚と同時に退職しました。現在はご主人が会社で厚生年金をかけており、国民年金には任意加入しておりますが、未納になっていました。保険料も高くなり、3か月分をまとめて払うのは大変ということでした。

任意加入なので、年金をやめることもできると説明しましたがが続けたいということなので、納付方法を1か月払いに変更するよう勧めました。これなら負担も軽くなるし、自分の厚生年金ももらえるということで、喜んでいました。

老齢年金・通算老齢年金を受けていらっしゃる方々の、たのしい集まりです。あなたの入会をお待ちしております。本会では、安い費用で会員の親睦旅行を行うほか、各種レクリエーションなどの、いろいろな行事を行ないます。

●くわしくは——— ことぶき友の会事務局  
千代田区丸の内3-8-1 電話(211) 1905

## 年金講座—“婦人と年金”

日時 昭和57年10月26日(火) PM2:00~  
場所 竹の塚社会教育館 電話(850) 3107  
足立区竹の塚二丁目25-17

※ ご婦人の方、ふるってご参加ください。詳しくは国民年金課へ

## 厚生年金のことは 足立社会保険事務所

所在地 〒120 足立区綾瀬2丁目17番9号 電話(604) 0111  
社会保険事務所では、社会保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

オンラインシステムによる相談内容

○50歳以上の方の厚生年金保険の加入期間および年金見込額

○現在年金を受けている方の記録および支払額

相談時間 午前9時15分~午後4時30分(土曜日は11:30まで)

相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へおいでください。

